

# 訪問入浴介護 認定基準

## 基準1 職員の配置

- 1 看護師を含むサービス従事者3名以上をもってサービス提供にあたり、このうち1名が当該サービスの責任者とされること。
- 2 サービス従事者は、採用時に健康診断を受け、採用後においても毎年健康診断を受けること。
- 3 また、サービス実施前に健康状態のチェックを行うこと。

## 基準2 職員の研修

- 1 採用時、看護師であるサービス従事者に対して28時間以上、看護師を除くサービス従事者に対して60時間以上の研修を行うこと。
- 2 また、採用後にも毎年6時間以上の定期研修を行うこと。

## 基準3 サービスの実施

- 1 良質かつ均質なサービスを提供するためにサービス実施マニュアルが定められ、その内容はサービス従業者に徹底されていること。
- 2 初回のサービス実施前に主治医、または提携医師による入浴可否の意見書が確認されていること。
- 3 看護師により、入浴前および入浴後に利用者の身体状態の測定、観察および聴取が行われていること。
- 4 設備・器具類は安全衛生基準を満たしたものが使用され、管理についても安全衛生管理基準が遵守されていること。

## 基準4 その他

- 1 嘱託医または協力医療機関が確保されていること。
- 2 利用者記録の管理方法が定められ、管理者により適切に保管されていること。
- 3 利用者のプライバシー保護に適切な配慮が行われていること。
- 4 シルバーサービス振興会が定める契約に関し守るべき事項が遵守されていること。
- 5 サービスに関する苦情を受け付ける窓口が設置されており、利用者、家族等から苦情があった場合、迅速な対応が行われていること。
- 6 シルバーサービス振興会が定める表示に関し守るべき事項が遵守されていること。